

## (参考) 個人サンプリング法による作業環境測定に追加可能な化学物質

### 物質① 検討を踏まえ【C・D測定】に追加可能な化学物質

|                  |  |
|------------------|--|
| ①有機溶剤            | 塗装作業等以外の全ての作業で可。   |
| ②特別有機溶剤          | 塗装作業等以外の全ての作業で可。   |
| ③特定化学物質<br>(②以外) | アクリロニトリル、エチレンオキシド、オルトトリジン、酸化プロピレン、三酸化ニアンチモン、ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト、臭化メチル、ナフタレン、ベンゼン、ホルムアルデヒド、リフラクトリーセラミックファイバー、硫酸ジメチル(以上管理濃度あり) オーラミン、パラジメチルアミノアソベンゼン、マゼンタ(以上管理濃度なし)<br>【15物質】 |
| ④鉛               | —  |
| ⑤粉じん             | 粉じん(遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。)<br>※遊離けい酸の含有率100%の粉じんでは、管理濃度が0.025mg/m <sup>3</sup> となり、管理濃度の1/10を測定するために読取精度0.001mgの天秤が必要となるため、測定困難。   |

### 物質③ 引き続き検討が必要な物質

| 特定化学物質の名称             | 理由                |
|-----------------------|-------------------|
| 塩素化ビフェニル(別名PCB)       | ② ⑤               |
| ベンゾトリクロリド             | ⑤ ⑥               |
| アクリルアミド               | ② ④               |
| アルキル水銀化合物             | ① ⑥               |
| エチレンイミン               | ① ②* <sup>1</sup> |
| クロロメチルメチルエーテル         | ① ⑥               |
| コールタール                | ③ ⑤               |
| シアン化カリウム              | ① ②* <sup>1</sup> |
| シアン化水素                | ① ② ④             |
| シアン化ナトリウム             | ① ②* <sup>1</sup> |
| 1,1-ジメチルヒドラジン         | ④                 |
| ニッケル化合物               | ④                 |
| ニッケルカルボニル             | ⑤                 |
| ニトログリコール              | ① ② ④             |
| パラ-ニトロクロロベンゼン         | ④                 |
| 弗(ふつ)化水素              | ① ② ④             |
| ペータープロピオラクトン          | ⑤                 |
| ペンタクロロフェノール及びそのナトリウム塩 | ① ②* <sup>1</sup> |
| 硫化水素                  | ① ② ④             |

(理由)

①; 現行の作業環境測定基準で試料採取方法が直接捕集方法又は液体捕集方法。②; 現行の作業環境測定ガイドブックにない方法(OSHA法やNIOSH法)を検討している。③; 高精度の測定機器によれば測定ができる。④; D測定は15分間のサンプリングで管理濃度の1/10の濃度を測定できることが確認されたものであることが通達(令和2年基発0127第12号)に示されており、その精度には達していないが、管理濃度と同じ有効性で足りるとすれば、実施可能である。⑤; ④のレベルには達していない。⑥; 定量下限値の情報がなく、判断できない。(※1; 代替法も液体捕集方法。※2; ベンゼン可溶性成分として0.2mg/m<sup>3</sup>)

95/63

### 物質② 現行の作業環境測定基準にない測定法を取り入れること等で可能な化学物質

| 特定化学物質の名称         | 試料採取方法 | 分析方法            |
|-------------------|--------|-----------------|
| ジクロロベンジジン及びその塩    | ろ過捕集方法 | 高速液体クロマトグラフ分析方法 |
| アルファ-ナフチルアミン及びその塩 | 固体捕集方法 | ガスクロマトグラフ分析方法   |
| オルトトリジン及びその塩      | 固体捕集方法 | ガスクロマトグラフ分析方法   |
| ジアニシジン及びその塩       | 固体捕集方法 | ガスクロマトグラフ分析方法   |
| 塩化ビニル             | 固体捕集方法 | ガスクロマトグラフ分析方法   |
| 塩素                | 固体捕集方法 | 高速液体クロマトグラフ分析方法 |
| 沃(よう)化メチル         | 固体捕集方法 | ガスクロマトグラフ分析方法   |

## 2. 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定等の新設

### 改正の趣旨

- 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第42条に基づき、法別表第2及び労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。)第13条第3項において定める機械等は、厚生労働大臣が定める規格等(以下「構造規格」という。)を具備しなければ、譲渡、貸与又は設置(以下「譲渡等」という。)してはならないこととされている。
- さらに、法第44条の2第1項に基づき、法第42条の機械等のうち、法別表第4に掲げる機械等で安衛令第14条の2で定めるものを製造又は輸入する者は、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う当該機械等の型式についての検定(以下「型式検定」という。)を受けなければならないこととされている。
- これまで防じん用の電動ファン付き呼吸用保護具(以下「PAPR」という。)についてのみ構造規格が定められ、譲渡等制限及び型式検定の対象とされてきたところ、近年、化学物質によるばく露を防止することを目的とした**防毒用の電動ファン付き呼吸用保護具が開発され、日本産業規格に基づく製品が市場に流通し始めていることから、当該保護具について譲渡等制限及び型式検定の対象とすることとし、必要な規定を整備するため、安衛令及び労働安全衛生法関係手数料令(昭和47年政令第345号。以下「手数料令」という。)について必要な改正を行う。**

### 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具(Powered Air Purifying Respirator for toxic gases) <G-PAPR>

- 主に**電動ファン、吸収缶、面体**から構成され、環境空気中の**有害物質(有害なガス又は蒸気等)**を除去した空気を装着者へ供給する**ろ過式呼吸用保護具**。
- 電動ファン付き呼吸用保護具は、**面体内が陽圧**になるため、面体内に**有害物質が侵入しにくく、かつ、呼吸が容易**であり作業者の負担が少ない。

(防じんマスク及び防毒マスクは、肺力により空気を吸引するので、面体内は陰圧になる。)

- PAPR : 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具(防じんをろ過材で除去する保護具)
- G-PAPR : 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具(有毒ガス及び有毒ガスと混在する粒子状物質を吸収缶で除去する保護具)

G-PAPRの例



96

# 労働安全衛生法施行令等の改正概要

## 経過措置

### (1) 政令の経過措置

- 令和6年10月1日前に製造され、又は輸入されたG-PAPRには、法第42条の規定（譲渡等制限）は適用せず、法第44条の2の型式検定を受けることを要しない。

### (2) 省令の経過措置

- 令和6年10月1日前に製造され、又は輸入されたG-PAPRについては、令和8年9月30日までの間は、安衛則第27条の規定は適用しない（構造規格を具備していなくても使用できる）。

## 公布日等

### (1) 政令

公布日：令和5年3月23日

施行日：令和5年10月1日

### (2) 省令

公布日：令和5年3月27日

施行日：令和5年10月1日（一部規定は公布の日）

97

## 3. 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習の新設

### 改正の趣旨

- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第14条において、事業者は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令318号。以下「令」という。）第6条に掲げる作業については、技能講習を修了した者のうちから、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮等を行わせることを義務付けている。
- ・ 令和2年の特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）改正により、溶接ヒュームが特定化学物質に追加されたため、令和3年4月1日からは溶接ヒュームを含む特定化学物質に係る作業主任者については特化則第27条において、事業者は、令第6条第18号の作業について、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（以下「特化物技能講習」という。）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならないとされている。
- ・ しかし、現在、当該講習の受講者の多くが、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下「金属アーク溶接等作業」という。）のみに従事する者となっている。これらの者は、溶接ヒュームしか取り扱わないにもかかわらず、特化物技能講習においては溶接ヒューム以外の特定化学物質及び四アルキル鉛に係る全ての科目を受講する必要がある等、受講者の負担が大きく、金属アーク溶接等作業に限定した講習の新設が強く要望されているところである。
- ・ このため、特化物技能講習の講習科目のうち、金属アーク溶接等作業に係るものに限定した技能講習（以下「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」という。）を新設し、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、当該講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとし、特化則等について所要の改正を行う。

98  
66